

愛知県教育職員免許状再授与審査会規則の制定について

このことについて、愛知県教育職員免許状再授与審査会規則を制定したいので、別添案を添えて請議します。

令和7年3月25日提出

教育長 飯 田 靖

説 明

この案を提出するのは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号）により、都道府県教育委員会の設置する都道府県教育職員免許状再授与審査会の組織及び運営に関する事項を定める必要があるからである。

愛知県教育職員免許状再授与審査会規則の制定の概要

1 制定の概要

愛知県教育職員免許状再授与審査会の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

2 制定の理由

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和3年法律第57号)」において、特定免許状失効者等(児童生徒性暴力等を行ったことにより教育職員免許状が失効又は取上げとなった者)に対し、免許状を再び授与するに当たっては、あらかじめ、都道府県教育職員免許状再授与審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴かなければならないことが規定され、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則(令和4年文部科学省令第5号)」において審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県教育委員会規則で定めることとされているため。

3 制定の主な内容

- (1) 委員数は、5人以内
- (2) 委員は、児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者で次に掲げる者
 - ア 医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識経験を有する者
 - イ 児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者で教育委員会が適当と認める者

4 施行期日

令和7年4月1日

愛知県教育職員免許状再授与審査会規則をここに公布する。

令和七年 月 日

愛知県教育委員会教育長 飯田 靖

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県教育職員免許状再授与審査会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和四年文部科学省令第五号。以下「省令」という。）第六条の規定に基づき、愛知県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審査会は、委員五人以内で組織する。

(委員)

第三条 省令第三条第一項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者は、次に掲げる者とする。

- 一 医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識経験を有する者
- 一 その他児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者で教育委員会が適当と認める者
- 2 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第四条 審査会は、会長が招集する。

2 委員は、自己と関係を有する者に係る議事及び自己の利害に係る議事に参与することができない。

(参考人の出席)

第五条 審査会は、必要があると認めたときは、その会議に、参考人の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(雑則)

第六条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。